

千葉県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年10月11日

千葉市長 神谷俊一

施 術 者		施 術 所		指 定 年 月 日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
鈴木 雄斗	千葉県美浜区 磯辺6-5-2 -2	オリーブ整骨院	千葉県花見川区 花園1-9-3 ル・ボ・ヴィラ ージュ101	令和5年9月1日